

環境で笑顔になろう。

もはや一刻の猶予もなく環境破壊によるリスクが迫っている今、
たくさんの自然保護団体や運動家がいるにもかかわらず、
また多くの企業が取り組んでいるにもかかわらず、
環境保護が大きなうねりになって効果をあげているとはいえません。
もう少し、強く逞しい、
そして興味深いうねりをつくることができないか。



もしかすると散発的に発信される環境問題が、この深刻なテーマに対して
「ゆでがえるの日本人」になっているかもしれません。
もうギリギリのところに来ています。
今までのように豊かな物質文明・飽食文明は、あと数十年で終わるともいわれています。
人口爆発や経済のグローバル化が進み、
地球温暖化・森林破壊・砂漠化・食料危機・エネルギー・水危機など
想像を超えたスピードで変化すると予測されています。
しかも人口爆発、国境を超えた環境問題、貧富の差、宗教問題、戦争、国家間エネルギー獲得競争など
環境問題は複雑になろうとしています。

こうした現状に危機感を抱き、
多くの団体・法人・個人と連携し智恵と知識を共有しあい活動に弾みがつき、
運動の基盤になるようなNPOが必要です。
いわばNPOを支援するNPO、NPOのインデックス。
それが「地球船クラブ」です。

このNPOは自然との共生をめざす、あらゆる自然保護団体・運動・志のある人をつなぐ
インテグレートな組織体であり、
閉鎖的ではなくOPENな運営を基本にします。

環境問題はとかく深刻になります。

議論も重厚になります。

専門のテーマの中で取り組みがちです。

でもNPO法人地球船クラブは

明るく前向きに取り組みたいと考えています。

健康な地球環境を取り戻し、健やかな生活ができる地球を次の世代に贈るために。



NPO法人 地球船クラブ

地球船クラブ設立趣旨

21世紀を生きている私たちは、快適で便利な都市生活環境を手に入れることができました。

しかし、この快適に違和感を覚えている人は少なくありません。

かつてはごく普通に私たちの身の回りにいた虫や鳥などの姿も減り、ごく普通のことだった、季節感豊かな毎日もいつのまにか珍しいものになりました。また、経済活動も環境問題を重視せざるを得なくなっていました。さらに、地球温暖化やエネルギー問題にいたるまで、環境問題は人々のあらゆる場面に関係しています。

環境問題は範囲が広すぎるせいもあって、なかなかひとつにまとまりません。今、様々ななかたちで環境問題に取り組む人たちが増えていますが、相互に情報を共有し、知恵を出し合うことで、より具体的で、より発展的な取り組みができると考えました。

自然との共生。

この普遍的な考え方をたくさんの人々と共有し、一緒に行動するために、設立を目指したものです。



地球船クラブの主な活動目標

1) 環境NPOを支えるNPOとして力になります。

現在、多くの環境系NPOが活動していますが、それぞれの団体が個別的な活動に終わらず、その強みと特長を融合して相乗効果を生み出し、影響力のある流れをつくることを目標にします。地球船クラブはそうした多くのNPOのコネクターとなり、支える力になります。またNPOだけでなく、行政・企業、さらには個人やグループと連携し幅広い接点を持ち支援します。

2) 「自然との共生」をもとに環境の世論形成を促進します。

地球船クラブは環境ジャーナリズムの一翼を担います。環境問題の専門家の睿智とたくさんのNPOや心ある人々とともに、常に環境問題の最先端から発信していきます。また環境問題ポータルサイトとして幅広くかつもつとも信頼されるウェブサイトを運営します。

3) 環境教育に対して幅広く取り組んでいきます。

環境問題は意識の問題でもあり、知識と知恵の問題でもあります。また将来という時間軸からも教育視点はきわめて重要です。地球船クラブは高度専門学校をはじめ、各地での環境教育を支援します。議員や公務員などの公的な立場で環境に取組む人々や、企業活動で環境問題に係わる人々、さらには一般の心ある人々をふくめて環境問題に対する意識の向上を支援します。またセミナーやイベント・コネクター活動などは日常的に展開します。



NPO 法人 地球船クラブ 会員規約

第1条 (会の名称と所在地)

この法人は「NPO 法人 地球船クラブ」(以下当クラブ) という。

主たる事務所を東京都文京区本郷五丁目23番12号に置く。

従たる事務所を愛知県名古屋市中区大須四丁目1番52号に置く。

第2条 (会員種別)

当クラブの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 当クラブの目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び法人団体
- (2) 賛助会員 当クラブの事業を賛助するために入会した個人及び法人団体

第3条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (2) 理事長は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第4条 (入会金及び会費)

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第5条 (会員の資格の喪失)

会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第6条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第7条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

この規約に違反したとき

当クラブの名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第8条 (拠出金品の不返還)

既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

付則当クラブの設立当初の入会金及び会費は次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 (個人) 入会金 10,000円 年会費 3,000円
- (2) 正会員 (法人団体) 入会金 100,000円 年会費 12,000円
- (3) 賛助会員 特に入会金、年会費を定めない。当クラブに対する寄付により賛助とする。

第9条 (その他)

(規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て順次定めるものとする。

「入会申込書」において、当クラブの規約・規則およびNPO関連法規・同精神を遵守し、当クラブの掲げる理念・目的の具現化に向けて積極的に活動する旨誓約する。

平成18年8月22日

NPO 法人 地球船クラブ 理事長 武田 紀念男

